

憲法Ⅱ（統治機構）

担当：柳瀬 昇

第22回 地方からみる民主主義（2）

2. 条例制定権とその限界

- ・ 地方公共団体の議会は、法令の範囲内で、条例（地方公共団体がその自治権に基づいて制定する自主法）を制定することができる（94条）。
- ・ 94条にいう「条例」とは、(形式的意味の) 条例（地方自治法14条）のみを指すか、長の制定する規則（地方自治法15条）を含むか、さらに各種委員会の制定する規則等の規程（地方自治法138条の4第2項）を含むかで争いがある。
- ・ 条例は、地方公共団体の事務に関する事項しか規定できないが、その範囲内であれば、国の法令とは無関係に独自に規定を設けることができる。
- ・ 憲法上、財産権の内容（29条2項）、刑罰（31条）、租税（84条）の3つは、法律で定めなければならないと規定されているが、条例によって定めることもできると解される（奈良県ため池条例事件最高裁判決(最大判昭和38年6月26日刑集17巻5号521頁)、大阪市売春取締条例事件最高裁判決(最大判昭和37年5月30日刑集16巻5号577頁)、神奈川県臨時特例企業税事件最高裁判決（最判平成25年3月21日民集67巻3号438頁））。
- ・ 条例は、法律の範囲内でしか規定できない（94条）が、法律が禁止していなければ、すでに法律による規制が定められている事項についても、法律の特別の委任なくして条例を制定できる（地方自治法14条1項によれば、条例の効力は命令にも劣る）。
- ・ 条例が法令に違反するかどうかは、(両者の対象事項と規定文言を対比するのみでなく) それぞれの趣旨・目的・内容・効果を比較し、両者の間に矛盾・抵触があるかどうかによって決する（徳島市公安条例事件最高裁判決（最大判昭和50年9月10日刑集29巻8号489頁））。

【宿題】プラカード事件最高裁判決(II-161)及び最判平成元年11月20日民集43巻10号1160頁(II-162)の事実の概要及び判旨を読んでおく。余力があれば、解説についても目を通しておく。

Quiz

Q22 条例に関する次のアからウまでの各記述について、最高裁判所の判例の趣旨に照らして、それぞれ正しい場合には○、誤っている場合には×を付しなさい。

- ア. ある事項を条例によって規制する結果として、地域ごとに取扱いに差異が生じることがあり得る。憲法が各地方公共団体の条例制定権を認める以上、このような地域ごとの差異は憲法自らが容認しているといえる。
- イ. 市町村が行う国民健康保険の保険料方式での強制徴収は租税に類似する性質を有するので、条例で定める賦課要件の明確性の程度は、憲法第84条において要求される明確性の程度と同等のものが求められる。
- ウ. 憲法が地方公共団体の条例制定権を認めており、かつ、地方議会によって議決される条例は法律と実質的に同視できるものであるので、法律の授權がなくても、ある行為について条例で刑罰を定めてこれを規制することは許される。